

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 3 日（金）第3124号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

- 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 1
- 鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則（※）（食の安全推進課取扱い） 2

## 告 示

- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（4件）（障害福祉課取扱い） 3
- 漁船保険付保義務発生（2件）（水産振興課取扱い） 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 5
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 5
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 5
- 軽油引取税の特約業者の指定（鹿児島地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- （大島支庁取扱い） 6

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7

## 人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 7

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 8

## 規 則

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第25号

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和61年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）中「製造の」を「旅館業を除く」に、「主たる事業所」を「主たる事務所」に改め、同様式（その2）中「事業所」を「事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第26号

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則（平成22年鹿児島県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第21条第10項」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項の表」に改める。

第4条第2項中「第20条第1項第1号」を「第20条第1項第2号」に改め、同項第1号中「省令第21条第1項第1号ロ又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第7条第2項第2号ホ、第3号ヲ若しくは第4号チ」を「食品表示基準第3条第1項の表、第19条又は第32条第1項の表」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 食品表示基準第3条第2項の表、第19条又は第32条第2項の表に規定するアレルギーの表示の基準に違反するもの

(3) 食品表示基準第3条第1項の表、第18条第2項の表若しくは第19条又は第32条第1項の表に規定する保存の方法の表示の基準に違反するもの

第4条第3項中「第20条第1項第2号」を「第20条第1項第3号」に改める。

別記第1号様式（裏面）中

<input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第1号に該当するもの	を
<input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第1号に該当するもの <input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第2号に該当するもの	に、「の方法」を「の方

法等」に改め、同様式注2中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

鹿児島県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南さつま市坊津町泊字鳥帽子谷8782番、8784番、8785番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鹿児島県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
南大隅町立佐多診療所	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3892番地	平成27年7月1日	精神通院医療
大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿字苗代田3411	平成27年7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
株式会社あおい薬局	薩摩川内市中郷三丁目62番地	平成27年7月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
特定非営利活動法人ふうしや	出水郡長島町川床3410-1	訪問看護ステーションすいせん	出水郡長島町川床3410-1	平成27年7月1日	精神通院医療
株式会社フミンケアサービス	鹿屋市串良町下小原3103-2	訪問看護ステーション以和貴苑	鹿屋市串良町下小原3106	平成27年7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
加治木整形外科病院	始良市加治木町港町147番地	平成27年	育成医療・更

	2	7月1日	生医療
港町クリニック	始良市加治木町港町145番地 1	平成27年 7月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第640号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
南さつま市立坊津病院	南さつま市坊津町泊19	平成27年 7月1日	精神通院医療
医療法人同潤会永井病院	薩摩川内市大小路町21番5号	平成27年 7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
マリンバ調剤薬局武店	鹿児島市武一丁目27番2号白 川マンション1F	平成27年 7月1日	精神通院医療
有限会社セオ薬局荒田調剤	鹿児島市下荒田二丁目1番1 号	平成27年 7月1日	精神通院医療
有限会社本町調剤薬局松山店	志布志市松山町泰野470番地 2	平成27年 7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社まど か訪問看護ス テーション	南九州市川辺 町下山田1837 番地	有限会社まど か訪問看護ス テーション	南九州市川辺 町下山田1837 番地	平成27年 7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第643号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，牛根加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第644号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、三島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第645号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、出水市昭和干拓土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所  
理事 黒田 保 出水市下鯖町1723番地  
理事 山本 辰男 出水市下鯖町1591番地  
理事 立山 哲幸 出水市米ノ津町34番38号  
理事 片岡 正 出水市下鯖町2359番地  
理事 柳原 勝己 出水市下鯖町2393番地  
監事 長野 豊 出水市境町4585番地  
監事 松島 養治 出水市米ノ津町18番20号  
(任期 平成26年4月6日から平成30年4月5日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所  
理事 黒田 保 出水市下鯖町1723番地  
理事 山本 辰男 出水市下鯖町1591番地  
理事 立山 哲幸 出水市米ノ津町34番38号  
理事 片岡 正 出水市下鯖町2359番地  
理事 柳原 勝己 出水市下鯖町2393番地  
監事 長野 豊 出水市境町4585番地  
監事 松島 養治 出水市米ノ津町18番20号

**鹿児島県告示第646号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（機動観測）
- 2 作業の期間 平成27年6月12日から平成28年3月31日まで
- 3 作業の地域 屋久島町

**鹿児島県告示第647号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日置市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月3日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（3級基準点測量 3点、4級水準測量 1.3キロメートル）
- 2 作業の期間 平成27年6月19日から平成28年2月12日まで
- 3 作業の地域 日置市東市来町湯田地内

**鹿児島地域振興局告示第8号**

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第88条第1項の規定により、軽油引取税の特約業者を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
鹿児島共同配車センター事業協同組合	里村 定夫	鹿児島市谷山港三丁目1番地5	平成27年7月1日

## 始良・伊佐地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年7月3日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定共同生活援助事業所ネクステージ	霧島市隼人町住吉56番地	合同会社イノベーションカンパニー	伊佐市大口上町14番地12	緒方 大地	平成27年6月10日	共同生活援助

## 始良・伊佐地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年7月3日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定障害福祉サービス事業所心和の郷	霧島市国分剣之宇都町179番1	株式会社心和	霧島市隼人町真孝149番地1	福田 信子	平成27年6月1日	就労移行支援・就労継続支援B型

## 大島支庁告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年7月3日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
奄美佳南園	奄美市名瀬平田町7番15号	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号	山本 敏博	平成27年6月1日	短期入所

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年7月3日から1月間、

鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキュー与次郎店  
鹿児島市与次郎一丁目 8 番27号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成27年 2 月 6 日
- 3 意見の概要  
平成27年 2 月10日付け商政第522号で照会のありました大規模小売店舗「サンキュー与次郎店」の届出に係る本市意見は特にありません。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 2 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（ 1 工区）  
薩摩川内市祁答院町黒木字八丈6156番， 6157番の一部， 6158番の一部， 6159番の一部， 6160番， 6161番 1 の一部， 6162番 1 ， 6162番 2 ， 6162番 4 の一部， 6163番 2 の一部， 6163番 6 の一部， 6166番 3 の一部， 6167番 1 の一部， 6168番 1 の一部， 6161番 1 地先里道の一部及び6162番 1 地先里道の一部並びに薩摩郡さつま町中津川字段2991番 1 及び2993番 4 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
大阪府松原市新堂四丁目23番地の 7  
アサダメッシュ株式会社  
代表取締役 浅田英明

**人事委員会規則**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

**鹿児島県人事委員会規則第 1 号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「世界文化遺産総括監」を「世界文化遺産総括監 奄美世界自然遺産総括監」に、「調整担当及び土木行政担当に限る。」を「土木行政担当」に、「人事課の人事・給与担当」を「人事課の人事制度担当」に、「課長 出納局参事（管理担当）」を「課長」に、「総務経理主幹 総務経理係長」を「総務経理主幹 管財課の人事担当の主幹 総務経理係長」に、「教育長 教育次長」を「教育次長」に、

「 

障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
------------	-------------

 」を

「 

障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
大隅加工技術研究センター	所長（常勤の者に限る。） 次長

 」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会公告

### 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 7 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
平成27年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
  - (2) 追加取得講習  
平成27年 8 月 20 日（木）及び同月 21 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所  
鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの  
ア 最近 5 年間に 1 の警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する 1 級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する 2 級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの  
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する 1 級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者  
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する 2 級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの  
ア 最近 5 年間に 2 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者  
イ 検定規則第4条に規定する 1 級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する 2 級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年

以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員

(1) 新規取得講習

25人（原則として、受付先着順とする。）

(2) 追加取得講習

5人（原則として、受付先着順とする。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付期間等

ア 期間

平成27年7月13日（月）から同月17日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 2号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

- b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
  - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
  - b 警備業務従事証明書 1通
  - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
  - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
  - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
  - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
  - b 警備業務従事証明書 1通
  - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法  
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
- (5) 講習手数料  
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。  
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
  - ア 新規取得講習  
38,000円
  - イ 追加取得講習  
14,000円
- 7 その他
  - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
  - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
  - (1) 鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490